

核燃サイクルは既に破綻 核のゴミ捨て場探しに反対しよう

- 7~9月の柏崎刈羽原発からむつ中間貯蔵への試験搬入を止めよう
- 六ヶ所再処理工場: 既に汚染された機器等の実検査・耐震補強は困難
「30年以上前の建設時の書類確認等で検査可能」は許されない
- 関電の乾式貯蔵施設は背後の急峻な崖で土砂災害の危険

1. 7~9月の柏崎刈羽原発からむつ中間貯蔵施設への試験搬入を止めよう

柏崎刈羽原発から7~9月の間に、試験搬入として1基のキャスクに入った使用済燃料がむつ中間貯蔵施設に搬出されようとしている。これに対して、東電宛ての「使用済燃料の搬入中止を求める要望書」への賛同が、新潟と東京の団体から呼びかけられている。7月19日には東電に要望書が提出される。これらに連帯し、全国から試験搬入反対の声を強めていこう。

(1) 住民説明会では「50年後の搬出先不明」に批判続出

青森県内での住民説明会は、7月2日から7日まで開かれた。参加した住民からは、反対や懸念する意見が多く出された。地元むつ市の会場では、質疑の時間は予定の倍となり2時間にも及んだ。使用済燃料の中間貯蔵施設での保管は50年となっている。しかし、50年後の搬出先は何も決まっていない。説明会では、「搬出先不明」について批判が続出した。

出席した資源エネルギー庁等は、「50年後に動いている再処理工場に搬出する」「六ヶ所再処理工場が稼働しておれば搬出先となることもある」など無責任な回答を繰り返した。リサイクル燃料貯蔵会社(むつ中間貯蔵の事業者、RFS)は、「50年後には親会社の東京電力に返還し、東電が再処理工場に搬出することになっている」と発言。東電もこれを認め「両者の私契約のため、契約の具体的内容は言えない」と述べるだけだった。RFSの親会社である東電と日本原電が使用済燃料の所有者でありながら、50年後の搬出先を説明することはなかった。県とむつ市、事業者で結ぶ安全協定では、東電と日本原電は「立会人」で、協定の当事者になっていないことへの批判、国が核燃料サイクルを進めると言っているのだから、国も安全協定の当事者になり責任を持つべき等々の厳しい意見が出された(4頁)。

青森県知事と県議会は、住民説明会前の6月28日に、中間貯蔵施設で保管する核燃料税の条例を成立させた。安全協定も締結していないうちから、貯蔵ありきの姿勢だ。

目次

- ▼むつ中間貯蔵への試験搬入を止めよう・p1 ▼(投稿)むつ説明会に参加。東電への要望書提出・p4
- ▼関電の乾式貯蔵施設の問題点・p6 ▼(投稿)おおい町でチラシ新聞折り込み・p9 ▼(投稿)京都府北部で戸別訪問・p10 ▼金沢集會に参加報告・p11 ▼志賀原発の変圧器油流出の原因・p12 ▼5/31大飯原発裁判の報告(大阪高裁)p14 ▼(抗議声明)高浜3・4号の40年超え運転了承に抗議する・p16

(2) 柏崎刈羽原発の再稼働のために、むつへの搬出を急ぐ東電。東電の責任を追及しよう

事業者であるRFSは、東電と日本原電の子会社である（東電が株式の80%、日本原電が20%を所有）。RFSの「事業目的」は、両電力会社の「使用済燃料の貯蔵・管理および、これに付帯関連する事業」であり、もっぱら「倉庫業務」だ。先に述べたように、50年後の搬出先等について東電の責任は大きい。

しかし東電は、これら問題に蓋をしたまま、使用済燃料プールが満杯状態にある柏崎刈羽原発の再稼働のために、むつへの早期搬出を狙っている。他方、日本原電の搬出計画はない。

また、東電にはプルサーマル計画がない。福島原発事故により計画が立てられない状況にある。原子力委員会は、プルサーマルに必要な分だけ六ヶ所再処理工場でプルトニウムを取り出すとしている。東電のこの状況では、六ヶ所再処理工場を動かすこともできない。第二再処理工場も国の計画からは消えており、使用済燃料の搬出先などどこにもない。

むつ中間貯蔵施設の稼働は、柏崎刈羽原発の運転のために、地元の不安等はそっちのけで核のゴミ捨て場に作るものに他ならない。全国から反対の声をあげていこう。

2. 六ヶ所再処理工場の9月までの竣工は無理。「レッドセル」は検査・補強もできず

(1) 適合性審査の終わりは見えず。まだ25,000か所の配管等の評価がある

六ヶ所再処理工場の事業主体である原燃の社長は、再処理工場の竣工時期を今年度上期（9月まで）と言い続けているが、27回目の延期は避けられない。

現在進められている設工認の審査では、昨年に地盤モデルのやり直しが問題となり、審査は大幅に遅れている（美浜の会ニュース185号、2023年12月）。今年に入って、審査会合は5回開かれているが、やっと入力地震動の評価から耐震設計、構造設計の審査に入った。火災対策で「冷却塔で不燃材以外の材料を使用している」問題、「安全上重要な配管に対する落雷対策の技術的説明不足」等を指摘され審査は続いている。6月7日の審査会合では、再処理工場は多くの建屋からなっており、今後検査する25,000の機器について、種類の整理ができていないと規制庁が苦言を呈するほどだ（25,000か所は次頁の「アクセス可能な機器」の一部を含む。規制庁に電話確認）。

建設から31年を経過し、約15兆円をつぎこんでも完成には至らない。仮に稼働すれば、日常運転で膨大な放射能を空にも海にも放出する。再処理工場は断念すべきだ。

(2) 既に高濃度に汚染された機器・セルの実検査はできず、耐震補強は困難。

規制庁は原燃の主張どおり、建設時の書類等の確認で使用前事業者検査は可能と判断

六ヶ所再処理工場は、2006年3月にアクティブ試験（実際の使用済燃料を使った総合試験）を開始したが、2007年にガラス固化試験に失敗し、それ以降17年間使用前検査は中断している（新規制基準により使用前検査は使用前事業者検査となった）。アクティブ試験によって、多くのセル（区画された部屋）や機器等は既に高濃度に汚染されている。

他方で、再処理工場の基準地震動は、過小評価であるとはいえ引き上げられてきた（450ガル・2007年→600ガル・2014年→700ガル・2018年）。

基準地震動が引き上げられたのだから、機器や配管の実際の検査と耐震評価・補強等が必要になる。しかし、高濃度に汚染されたセルに人は近づくこともできない（高濃度に汚染されたセルは「レッドセル」と言われている。原燃や規制庁は「アクセス困難なセル」と呼ぶ）。検査の最終段階の使用前事業者検査に関係するレッドセル等の数は膨大で、検査箇所は約6万か所、その内で実検査（設備を直接測定等）ができない機器・配管等は37,680か所にも及ぶ。

実検査ができないか所（右図の色付き）の検査は、建設当時の記録確認等で済まそうとしている。原燃は、「設計、製作、施工、検査に係る記録を組み合わせて」、過去の記録を確認することで足りるとし、稼働前の使用前事業者検査は実施可能と主張している。

他方規制庁はどうか。なんと、規制庁も原燃の主張を基本的に認めている^{*}。過去の記録に「要求事項への適合性を判断するに足る内容が記載されている」「建設段階において作成された検査記録等の妥当性」等が確認されていると評価し、「原燃がこれまでに確認した範囲においてはアクセス困難な設備に対する使用前事業者検査は実現可能」としている。

^{*}「日本原燃(株)再処理施設に係る使用前検査及び埋込金物の健全性確認の状況」2021年(R3)9月1日規制庁 <https://www.nra.go.jp/data/000363535.pdf>

このように、検査もできず耐震補強も困難な六ヶ所再処理工場の稼働などもってのほかだ。青森の「核燃サイクル阻止1万人訴訟」では、このレッドセル問題を基本設計の問題として認めるよう求め、裁判で闘われている。青森の運動と連携していこう。

3. 原発運転継続のための核のゴミ捨て場＝中間貯蔵・乾式貯蔵を阻止しよう

六ヶ所再処理工場が事実上破綻する中で、むつ、上関での中間貯蔵計画、全国各地の原発で敷地内乾式貯蔵が計画されている。原発の延命のために核のゴミ捨て場を増やすものだ。

関電の乾式貯蔵計画は、敷地の狭さと斜面による土砂災害の危険、急場しのぎの安上がりの個別格納方式によって、矛盾が噴出している。7月12日の審査会合では、石渡委員が「福島第一や東海の乾式貯蔵施設は平地にあり、関電の場合とは異なる。施設背後の急斜面で土砂崩れが起これば、キャスクの除熱は大丈夫なのか」と問題を提起し、確認を求めた。他方関電は同日に、美浜原発と大飯原発での乾式貯蔵設置の変更申請を規制委員会に出した。

関電の乾式貯蔵の計画では、格納設備の外側の大気温度を33°Cに設定するなど、猛暑の中で現実離れした評価となっている。また、異常が発生したキャスクの取り出しの困難性等々、多くの問題が出てきている。これらを宣伝し、乾式貯蔵に反対する声を強めていこう（6頁）。

福井県では、準立地協議会（若狭町・小浜市・南越前町・越前町）に住民説明会開催等を求めて要請活動が取り組まれてきた。これに関西も協力し、滋賀県の意見書等を紹介している。おおい町では、乾式貯蔵の問題点等を書いたチラシを町内全域に新聞折り込みされている（9頁）。

関西では、高浜原発から30km圏内の京都府7市町で戸別訪問とアンケート調査も開始され、乾式貯蔵についての住民の声を可視化し、自治体申入れ等が準備されている（10頁）。

核のゴミ捨て場に反対する運動を全国各地で連携して進めよう。

使用前事業者検査の対象 59,661か所

アクセス困難な37,680か所は実検査できず。検査対象の63%基本的に建設時等の過去の記録確認で済ませる

分類	対象	原燃の確認結果
①既設（改造なし） 23,329	アクセス困難なセル内の機器	2,251 記録不足なし（記録で検査）
	アクセス困難なセル外の機器	2,296 同上
	建物・構築物	2,424 同上
	アクセス可能な機器	16,358 実検査可能
②配管 30,380	重大事故等対処設備（SA設備）の配管	5,130（セル内2,183） 記録不足なし（記録で検査）
	その他	25,250 同上
③F施設 592 （使用済燃料の受入れ施設・貯蔵施設）	アクセス困難な機器	329 同上
	アクセス可能な機器	263 実検査可能
④新設 5,242		5,242 実検査可能
⑤既設（改造あり） 118		118 実検査可能

2021年(R3)7月26日審査会合 日本原燃資料に()を加筆